

## 会員加入確認事項※会員ご加入の際に必ずご確認ください※

○当所には商工業者であれば、法人・団体・個人を問わず加入できます（ただし、公序良俗に反しない事業であること）。

○当所の事業年度は4月から翌年3月です。会費は年会費としていただきますので、年度途中の加入でも会費額は同じです。また、納入された会費は返金いたしません。年度途中に脱会された場合でも返金できません。なお、会費を納入されない場合は、脱会となりますのでご注意ください。

○会費の納入は口座振替をご利用ください。口座振替日は毎年4月30日で、入会初年度は、加入月の翌月または翌々月の末日です。銀行振込の場合は、振込手数料は会員様のご負担となります。

○会費のご請求は、毎年4月に「銀行振込通知書」または「口座振替のご案内」を送付します。入会初年度は、加入手続きが済み次第、送付します。

○提出された入会申込書に不備がなく、会費を納入されましたら、当所会員サービスをご利用いただけます。但し、正式なご加入は機関承認をもって手続き完了となります。

○当所会員サービスを利用するために会員番号が必要な場合は下記までお問い合わせください。

○事業所所在地が当所管轄地区外の場合、当所会員サービスは一部ご利用いただけないものがありますのでご了承ください。【マル経融資、とやまエキスパートバンク、記帳指導、労働保険事務組合、持続化補助金】のご利用にあたっては、お近くの商工会等にご相談ください。

当所管轄地区…現在の富山市のうち、旧和合町、呉羽町、水橋町、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村を除いた区域

○マル経融資等や補助金等の申請において当所は支援いたしますが、必ずしも融資決定・採択されるものではありませんので予めご了承ください。

○会員はお申し出がない限り、自動継続とさせていただきます。

○会費は消費税の課税対象ではありません。

○商工会議所の会費は、法人税・所得税において全額損金または必要経費として算入できます。

◆担当：富山商工会議所産業振興部 ☎076-423-1170